

報告第 3 0 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

貸金請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月22日

足立区長 近 藤 弥 生

貸金請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、応急小口資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

記

1 相手方

墨田区堤通在住者

2 和解の要旨

別紙和解条項(案)のとおり

和 解 条 項（案）

- 1 被告は、原告に対し、本件債務として 15 万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を分割して、平成 30 年 11 月から平成 32 年 11 月まで毎月末日限り、6000 円ずつ、原告方に持参又は納付書を使用して支払う。
- 3 被告が前項の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 1 万 2000 円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第 1 項の残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年 10.95%の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上